

身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は、他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

<身体拘束の具体的な行為>

(ア)自由に動けないように椅子や車椅子等に縛り付ける。

(車椅子のベルトを外すことでの転落、怪我の防止の為に、ベルトを装着する場合があります。その際は、保護者に同意を得ます。)

(イ)手の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。

(ウ)行動を規制するために介護衣(つなぎ服)を着せる。

(エ)職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

(オ)自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(カ)利用児・者の意思を無視して無理に従わせる。

(2) サービス提供時における留意事項

身体拘束の必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。

③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止委員会において検討をします。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活して頂ける様に努めます。

(3) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、サービス契約時に施設の方針を説明します。サービス施設は利用者及び家族の生活に対する意向を確認しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みに理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束防止に向けた体制

当施設では身体拘束防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

(1) 設置目的

- ・施設内等での身体拘束防止に向けて現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束防止に関する職員全体への指導

(2) 虐待(身体拘束)防止委員会の構成員

- ・委員長（虐待防止責任者兼務）
- ・管理職
- ・監督職
- ・看護職

(3) 身体拘束防止委員会の開催

虐待防止委員会の開催に準拠して開催します。また、必要時は随時開催します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

(1) 緊急・やむを得ない場合の3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性 身体拘束その他の行動が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を満たすことが必要です。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、実施します。

また、事前に身体拘束等に関する同意を得ます。

① 虐待防止委員会の実施

やむを得ない状況になった場合、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を確認した上で、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い為、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について記録を作成します。また、防止に向けた取り組み改善の検討会を各事業所又は委員会で行います。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速かに身体拘束を解除します。

④ 記録と再検討

心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

5. 身体拘束禁止・改善のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ・定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ・新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者、家族等に身体拘束防止への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。